

## 船橋市児童相談所基本構想策定検討会設置要綱

## (設置)

第1条 本市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所の設置に向けた基本構想を策定するにあたり、有識者から意見を聴取するため、船橋市児童相談所基本構想策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童相談所に係る組織等の体制に関すること
- (2) 児童相談所及び一時保護所の施設に関すること
- (3) 社会的養護等支援のあり方に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童相談所設置に関すること

## (組織等)

第3条 検討会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童相談所業務等に精通する者

2 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

## (会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (検討会)

第5条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に召集される検討会については、市長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

## (庶務)

第6条 検討会の庶務は、子育て支援部家庭福祉課において処理する。

## (災害補償)

第7条 委員の業務にかかる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。